



山形県公報

令和8年3月31日(火)
第691号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) ……277
- 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則…………… (管 財 課) ……278
- 山形県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (税 政 課) ……281
- 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則…………… (防災危機管理課) …… 同
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (農業経営・所得向上推進課) …… 同

訓 令

- 昭和33年7月県訓令第27号(県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準)を廃止する訓令…………… (人 事 課) ……322
- 建築基準法施行細則取扱規程の一部を改正する訓令…………… (建築住宅課) …… 同

告 示

- 公立大学法人東北公益文科大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規約…………… (高等教育政策・学事文書課) ……323
- 県税証紙売りさばき所の変更の承認…………… (税 政 課) ……326
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日…………… (産業創造振興課) ……327
- 山形県産業創造支援センターの利用料金…………… (同) ……328
- 指定納付受託者の指定…………… (県産品・貿易振興課) ……331
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しを禁止する水域の範囲…………… (水産振興課) …… 同
- 基本測量の実施の通知…………… (農村計画課) …… 同
- 基本測量の終了の通知…………… (同) ……332
- 公共測量の終了の通知…………… (同) …… 同
- 同…………… (同) …… 同
- 同…………… (同) …… 同
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農村整備課) ……333
- 山形県遊学の森の利用日及び利用時間…………… (最上総合支庁森林整備課) ……334
- 山形県眺海の森の利用日及び利用時間…………… (庄内総合支庁森林整備課) ……335
- 道路の区域の変更…………… (村山総合支庁建設総務課) …… 同
- 県道の供用の開始…………… (同) …… 同
- 道路の区域の変更…………… (庄内総合支庁建設総務課) ……336
- 一般国道の供用の開始…………… (同) …… 同
- 公共測量の終了の通知…………… (県土利用政策課) …… 同
- 同…………… (同) …… 同
- 同…………… (同) ……337
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) …… 同
- 都市計画事業の変更の認可…………… (下水道課) …… 同
- 同…………… (同) ……338
- 同…………… (同) …… 同
- 同…………… (同) …… 同
- 同…………… (同) …… 同

- 同 (同) …339
- 山形県海浜公園の利用料金..... (空港港湾課) … 同
- 昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部改正..... (会 計 局) …340

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会議務局規程の一部を改正する規程..... 同

教育委員会関係

訓 令

- 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準を
廃止する訓令..... 同
- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令.....341
- 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程を
廃止する訓令..... 同
- 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の
特例を廃止する訓令..... 同
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....342
- 山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程を廃止する訓令..... 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数..... 同

人事委員会関係

訓 令

- 事務局職員の日額旅費の支給及び旅費の調整の基準を廃止する訓令.....343

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- 内水面漁業協同組合別水産動植物の増殖数量..... 同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限.....345

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程..... 同
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....346
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程..... 同
- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... 同
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程.....347

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……………348
- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………349
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…350
- 同……………（ 同 ）… 同

規 則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年3月県規則第64号）の一部を次のように改正する。
別表第1第3項第1号中「第19条の10の4第10項第2号」を「第19条の10の5第14項第1号ロ」に改め、同表に次の2項を加える。

- 5 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託に係る公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）による次の事項
 - (1) 第6条の規定による認可（以下「公益信託認可」という。）に関する事。
 - (2) 第10条（第12条第6項及び第22条第7項において準用する場合を含む。）の規定による公益信託認可等に関する意見の聴取に関する事。
 - (3) 第11条（第12条第6項及び第22条第7項において準用する場合を含む。）の規定による公益信託認可等の公示に関する事。
 - (4) 第12条第1項の規定による公益信託に係る信託の変更等の認可に関する事。
 - (5) 第13条の規定による行政庁の変更を伴う変更の認可の場合における申請書の経由及び事務の引継ぎに関する事。
 - (6) 第14条の規定による特別の事情による信託の変更等の届出の受理及び公示に関する事。
 - (7) 第15条の規定による受託者の辞任等の届出の受理及び公示に関する事。
 - (8) 第21条の規定による財産目録等の提出の受理及び公表に関する事。
 - (9) 第22条第1項の規定による公益信託の併合等の認可に関する事。
 - (10) 第25条の規定による公益信託の終了の届出の受理及び公示に関する事。
 - (11) 第26条の規定による公益信託の残余財産の給付の見込み等の届出の受理及び公示に関する事。
 - (12) 第28条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等（合議制の機関の庶務をつかさどる職員として行うものを含む。）に関する事。
 - (13) 第29条（第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による勧告、勧告の内容の公表、措置命令、措置命令の公示及び意見の聴取に関する事。
 - (14) 第30条の規定による公益信託認可の取消し及び公益信託認可の取消しの公示に関する事。
 - (15) 第32条の規定による許認可等行政機関等からの意見に関する事。
 - (16) 第38条において準用する第34条第1項及び第3項の規定による合議制の機関への諮問に関する事。
 - (17) 第38条において準用する第35条第2項の規定による答申に基づく措置についての報告に関する事。
 - (18) 第38条において準用する第36条の規定による届出に係る書類の写し等の合議制の機関への送付並びに許

認可等行政機関からの意見及び合議制の機関に諮問せずに措置を講じた旨の合議制の機関への通知に関する
こと。

(19) 第38条において準用する第37条の規定による合議制の機関からの勧告及び勧告に基づく措置についての
報告に関すること。

(20) 第40条の規定による官庁等への協力依頼等に関すること。

6 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする旧公益信託（公益信託法附則第4条第1項に規定する旧
公益信託をいう。以下同じ。）に係る公益信託法による次の事項

(1) 附則第4条第1項の規定による公益信託への移行の認可（以下「移行認可」という。）に関すること。

(2) 附則第10条の規定による移行認可に関する意見の聴取に関すること。

(3) 附則第11条の規定による旧主務官庁への通知に関すること。

(4) 附則第16条において準用する附則第13条第1項及び第3項の規定による合議制の機関への諮問に関する
こと。

(5) 附則第16条において準用する附則第14条において準用する第35条第2項の規定による答申に基づく措置に
ついての報告に関すること。

(6) 附則第16条において準用する附則第15条の規定による合議制の機関に諮問せずに措置を講じた旨の通知に
関すること。

別表第2に次の2項を加える。

5 公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託に係る公益信託法による次の事項

(1) 別表第1第5項各号に規定する事項

6 公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする旧公益信託に係る公益信託法による次の事項

(1) 別表第1第6項各号に規定する事項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「建設年次（当該公舎が大規模の模様替その他の改修を行つた公舎で当該改修に要した費用の
額が当該改修を行う直前の当該公舎に係る公有財産台帳（山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）第23
条に規定する台帳をいう。）の評価額の2分の1に相当する額以上であるものの場合にあつては、当該改修が終了
した年次）」を「経過年数」に改め、同項の表を次のように改める。

構造	経過年数別区分	公舎面積区分	
		70平方メートル未満	70平方メートル以上
木造		円	円
	5年未満	367	451
	5年以上10年未満	341	419
	10年以上15年未満	316	388
	15年以上20年未満	290	356
	20年以上25年未満	264	325
	25年以上30年未満	239	293
	30年以上	213	262
鉄骨鉄筋コンクリ ート造、鉄筋コンク リート造及び鉄骨造	5年未満	367	451
	5年以上10年未満	351	432
	10年以上15年未満	336	413
	15年以上20年未満	320	394

20年以上25年未満	305	375
25年以上30年未満	289	356
30年以上35年未満	274	337
35年以上40年未満	258	317
40年以上45年未満	243	298
45年以上50年未満	227	279
50年以上	212	260

別表第1中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同表第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の経過年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 次号に掲げる公舎以外の公舎 当該公舎の新築工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算した年数
- (2) 大規模の様様替その他の改修を行つた公舎で当該改修に要した費用の額が当該改修を行う直前の当該公舎に係る公有財産台帳（山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）第23条に規定する台帳をいう。）の評価額の2分の1に相当する額以上であるもの 当該改修工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算した年数に10年を加えた年数

別表第2を次のように改める。

別表第2

公舎名	使用料の額（円）
山形第6号職員アパート	1,800
山形第7号職員アパート	1,900
山形第8号職員アパート	1,900
山形第12号職員アパート	1,800
山形第13号職員アパート	1,800
山形第15号職員アパート	1,700
山形第16号職員アパート	1,800
山形第18号職員アパート	1,900
山形第19号職員アパート	2,000
山形第21号職員アパート	1,900
山形第22号職員アパート	1,900
山形第23号職員アパート	1,500
山形第24号職員アパート	2,000
山形第25号職員アパート	1,900
山形第26号職員アパート	1,900
寒河江第4号職員アパート	1,400
村山第5号職員アパート	1,300
新庄第3号職員アパート	1,300
新庄第6号職員アパート	1,300
新庄第7号職員アパート	1,300
新庄第8号職員アパート	1,300
米沢第3号職員アパート	1,400
米沢第5号職員アパート	1,400
米沢第6号職員アパート	1,500
米沢第7号職員アパート	1,500
米沢第8号職員アパート	1,500
米沢第9号職員アパート	1,400
長井第5号職員アパート	1,300
小国第3号職員アパート	1,200

鶴岡第5号職員アパート	1,200
鶴岡第6号職員アパート	1,300
鶴岡第7号職員アパート	1,400
鶴岡第8号職員アパート	1,400
鶴岡第9号職員アパート（単身）	1,300
（世帯）	1,400
三川第1号職員アパート	1,300
三川第2号職員アパート	1,300
酒田第5号職員アパート	1,400
酒田第7号職員アパート	1,400
酒田第8号職員アパート	1,200
酒田第9号職員アパート	1,400
東京第1号職員アパート	6,100
東京第2号職員アパート	8,000
山形警第12号職員アパート	1,800
山形警第13号職員アパート	1,800
山形警第14号職員アパート	1,900
山形警第17号職員アパート	2,100
山形警第20号職員アパート	1,900
山形警第21号職員アパート	1,500
山形警第22号職員アパート	1,500
山形警第23号職員アパート	1,500
山形警第24号職員アパート	1,500
山形警第25号職員アパート	1,800
山形警第26号職員アパート	1,500
山形警第27号職員アパート	1,700
山形警第28号職員アパート	2,000
山形警第29号職員アパート	2,100
上山警第3号職員アパート	1,400
天童警第2号職員アパート	1,500
天童警第3号職員アパート	1,600
寒河江警第4号職員アパート	1,200
寒河江警第5号職員アパート	1,400
村山警第4号職員アパート	1,500
村山警第5号職員アパート	1,300
尾花沢警第4号職員アパート	1,200
新庄警第5号職員アパート	1,300
新庄警第6号職員アパート	1,500
新庄警第7号職員アパート	1,300
新庄警第8号職員アパート	1,200
庄内警第3号職員アパート	1,200
庄内警第4号職員アパート	1,200
酒田警第6号職員アパート	1,100
酒田警第7号職員アパート	1,600
酒田警第8号職員アパート	1,200
酒田警第9号職員アパート	1,500
酒田警第10号職員アパート	1,300
酒田警第11号職員アパート	1,400
酒田警第12号職員アパート	1,400

酒田警第13号職員アパート	1,400
鶴岡警第10号職員アパート	1,300
鶴岡警第11号職員アパート	1,200
鶴岡警第12号職員アパート	1,300
鶴岡警第13号職員アパート	1,400
鶴岡警第14号職員アパート	1,500
長井警第4号職員アパート	1,300
小国警第2号職員アパート	1,200
南陽警第3号職員アパート	1,300
南陽警第4号職員アパート	1,300
米沢警第7号職員アパート	1,300
米沢警第8号職員アパート	1,400
米沢警第9号職員アパート	1,400
米沢警第10号職員アパート	1,400
米沢警第11号職員アパート	1,400
米沢警第12号職員アパート	1,300
米沢警第13号職員アパート	1,300

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県県税条例の一部を改正する条例（令和5年7月県条例第20号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、令和8年5月21日とする。

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号ハを次のように改める。

ハ 鉄道賃、船賃、車賃、その他の交通費及び宿泊費

県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）に定める額以内とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成20年政令第296号）並びに」を「（平成20年政令第296号）、」に、「」の「」を「」並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業

活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）の」に改める。

第2条第1項中「県」を「県又は融資機関」に改め、同項の表中「六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）」を「六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」に、「六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）」を「六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）」に、「六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）」を「六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）」に改め、同条第2項中「県」を「県又は融資機関」に改め、同項の表中「。）」を「。第9条第9項の表において同じ。）」に改め、同条第3項中「県」を「県又は融資機関」に改める。

第5条第1項中「沿岸漁業改善資金の貸付け」を「県からの沿岸漁業改善資金の貸付け（以下「直接貸付け」という。）」に、同条第3項、第4項及び第5項中「沿岸漁業改善資金の貸付け」を「直接貸付け」に改める。

第6条の見出し中「貸付け」を「貸付資格認定」に改め、同条第1項中「沿岸漁業改善資金の貸付け」を「貸付資格の認定」に、「沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に知事が別に定める事業計画書」を「沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）に経営等改善措置に関する計画（別記様式第2号から別記様式第2号の4まで）、生活改善措置に関する計画（別記様式第3号から別記様式第3号の2まで）又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（別記様式第4号から別記様式第4号の6まで）」に改め、「当該事業計画書及び」を削り、「認定農工商等連携事業計画」を「認定農工商等連携事業計画を含み」に、「六次産業化法第11条」を「を含み、六次産業化法第11条」に、「」を添えを「を含み、みどりの食料システム法第25条の規定により法の特例の適用を受けようとする場合にあつてはみどりの食料システム法第23条第1項の認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。以下「事業計画書」という。）を添え」に、「応じ、」を「応じ、直接貸付けを受けようとする場合にあつては」に、「経由して」を「、融資機関からの沿岸漁業改善資金の貸付け（以下「転貸」という。）を受けようとする場合にあつては融資機関を経由して」に改め、同条第2項中「山形県漁業協同組合」を「事務処理機関及び融資機関」に、「前項」を「第1項」に、「提出のあつた貸付申請書」を「同項第2号に掲げる沿岸漁業改善資金に係る認定申請書（添付書類を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事務処理機関及び融資機関は、前項の規定により認定申請書（事業計画書を含む。以下同じ。）の提出があつた場合は、速やかに当該認定申請書を知事に、直接貸付けを希望するときにあつては次条第1項に規定する貸付申請書を、転貸を希望するときにあつては第9条第1項に規定する沿岸漁業改善資金借入申込書の写し（以下この条において「添付書類」という。）を添えて送付するものとする。

第7条の見出しを「（県による貸付け）」に改め、同条第1項中「貸付申請書」を「第1項の規定による認定申請書及び貸付申請書」に、「含む」を「含む。以下同じ」に、「貸付けの決定」を「貸付資格の認定及び貸付けの決定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第2項中「貸付けの決定」を「貸付資格の認定及び貸付けの決定」に、「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記様式第3号）」を「沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記様式第6号）及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記様式第7号）」に、「別記様式第4号」を「別記様式第8号」に、「当該申請者」を「申請者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第3項の前に次の2項を加える。

直接貸付けを受けることを希望する者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、前条第1項の規定による認定申請書の提出とあわせ、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記様式第5号。以下「貸付申請書」という。）を事務処理機関を経由して知事に提出するものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により事務処理機関に貸付申請書の提出があつた場合について準用する。

第8条第1項中「申請者は、」を「申請者は、前条第4項の規定により」に、「別記様式第5号」を「別記様式第9号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定により事務処理機関に借用証書の提出があつた場合について準用する。

第13条を第16条とする。

第12条中「貸付申請書」を「認定申請書、貸付申請書」に、「の提出」を「（認定申請書、事業完了報告書及び支払猶予申請書にあつては、直接貸付けの場合に限る。）の提出」に、「第6条」を「第6条第1項及び第3項、第

7条第1項及び第2項」に、「第9条第3項及び第10条」を「及び第2項、第10条第3項及び第5項並びに第13条第1項及び第3項」に、「第7条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）」を「第7条第4項及び第14条第2項」に、「通知」を「事務処理機関への通知」に改め、同条を第15条とする。

第11条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（別記様式第24号）を当該申請者に交付するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書（別記様式第25号）により事務処理機関又は融資機関に通知するものとし、貸付けをしない旨の決定を行つたときは、その旨を当該申請者及び事務処理機関又は融資機関に通知するものとする。

第11条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前条第2項の規定により県貸付金支払猶予申請書の提出があつたときは、審査を行い、猶予することが相当と認めるときは、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（別記様式第26号）を交付するものとする。

第11条を第14条とする。

第10条第1項中「（農工商等連携促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「別記様式第7号」を「別記様式第22号」に、「事務処理機関を経由して」を「直接貸付けを受けた者にあつては事務処理機関を、転貸を受けた者にあつては融資機関を経由して」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に、「前項」を「第1項」に、「山形県漁業協同組合」を「事務処理機関又は融資機関に提出があつた」に、「の提出があつた」を「を知事に送付する場合及び前項の規定により融資機関が県貸付金支払猶予申請書を知事に提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 融資機関は、前項の規定により支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに、当該申請書とあわせて沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書（別記様式第23号。以下「県貸付金支払猶予申請書」という。）を知事に提出するものとする。

第10条を第13条とする。

第9条第1項中「沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者」を「直接貸付け又は転貸を受けた者（以下「借受者」という。）」に、同条第3項中「沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者」を「借受者」に、「別記様式第6号」を「別記様式第18号。青年漁業者等養成確保資金のうち研修教育資金を借り入れた者にあつては、研修終了（事業実施）報告書（別記様式第19号）」に、「知事に提出しなければならない。この場合において、第6条第1項第2号の沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者にあつては、庄内総合支庁長を経由しなければならない」を「直接貸付けを受けた者にあつては事務処理機関を経由して知事に、転貸を受けた者にあつては融資機関に提出しなければならない」に改め、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 融資機関は、前項の規定による事業完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記様式第20号。以下「県貸付金事業実施報告書」という。）を提出するものとする。

5 第6条第3項の規定は、第3項の規定により事務処理機関に提出のあつた事業完了報告書を知事に送付する場合及び前項の規定により融資機関が県貸付金事業実施報告書を知事に提出する場合について準用する。

6 事業完了報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

第9条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

（貸付資格認定の取消し）

第11条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書（別記様式第21号）により借受者に通知するとともに、借受者が転貸を受けているときは、融資機関に対してその旨を通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

（期限前償還）

第12条 貸付けの決定を行つた知事又は融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでも沿岸漁業改善資金の貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付金を当該貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 償還金の支払いを怠つたとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。
- 2 知事は、融資機関が次のいずれかに該当する場合は、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を定めて期限前償還を請求することができるものとする。
 - (1) 県貸付金を沿岸漁業改善資金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
 - (3) 県貸付金の償還金の支払いを怠ったとき（借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法第10条（農商工等連携促進法第14条第1項又は六次産業化法第11条第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

第8条の次に次の1条を加える。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

- 第9条 転貸を受けることを希望する者（以下この条において「申請者」という。）は、融資機関に沿岸漁業改善資金借入申込書（別記様式第10号）を提出するものとする。
- 2 知事は、転貸について、認定申請書の提出があつたときは、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定の決定を行い、申請者に沿岸漁業改善資金貸付資格認定書を交付するとともに、沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（別記様式第11号）により融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、前2項の規定による沿岸漁業改善資金借入申込書の提出及び沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書の送付を受けた場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書（別記様式第12号。以下「県貸付金貸付申請書」という。）を提出するものとする。
- 4 知事は、県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたとときは、貸付けの決定を行い、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書（別記様式第13号）を交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。
- 5 融資機関は、知事から沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記様式第14号）を交付するものとする。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書（別記様式第15号。以下「県貸付金支払請求書」という。）を提出するものとする。
- 7 県貸付金の交付は、前項の規定による支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（別記様式第16号。以下「県貸付金借用証書」という。）を知事に提出するものとする。
- 8 第6条第3項の規定は、融資機関が第3項の規定による県貸付金貸付申請書、第6項の規定による県貸付金支払請求書及び前項の規定による県貸付金借用証書を知事に提出する場合について準用する。
- 9 県貸付金の償還期間等は、次の表のとおりとする。

資金の種類	償還期間等
(1) 第2条第1項の表第1号から第4号までに掲げる資金	8年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては10年以内（据置期間4年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては10年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては10年以内（据置期間4年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては10年以内（据置期間2年以内を含む。）

(2) 第2条第1項の表第5号に掲げる資金	5年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては6年以内（据置期間4年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては6年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては6年以内（据置期間4年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては6年以内（据置期間3年以内を含む。）
(3) 第2条第1項の表第6号、第8号及び第11号並びに同条第3項の表第1号に掲げる資金	6年以内（据置期間2年以内を含む。）
(4) 第2条第1項の表第7号に掲げる資金	3年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、イーパブ又はレーダートランスポンダにあつては、6年以内（据置期間1年以内を含む。）
(5) 第2条第1項の表第9号及び第10号並びに同条第3項の表第2号に掲げる資金	6年以内（据置期間1年以内を含む。）
(6) 第2条第1項の表第12号及び第13号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金	11年以内（据置期間4年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては13年以内（据置期間6年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては13年以内（据置期間4年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては13年以内（据置期間6年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては13年以内（据置期間4年以内を含む。）
(7) 第2条第2項の表第1号に掲げる資金	4年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、自家用給排水施設又は太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材にあつては、3年以内（据置期間1年以内を含む。）
(8) 第2条第2項の表第2号に掲げる資金	8年以内（据置期間1年以内を含む。）
(9) 第2条第2項の表第3号に掲げる資金	4年以内（据置期間1年以内を含む。）

- 10 融資機関は、転貸を受ける者との金銭消費貸借契約を沿岸漁業改善資金貸借契約書兼借用証書（別記様式第17号。以下「貸借契約書兼借用証書」という。）により行うものとする。この場合において、当該貸付契約に係る償還期間等は、第2条各項の表の規定を準用し、融資機関は当該転貸貸付けを受ける者に対し、貸借契約書兼借用証書裏面の特約条項を遵守させるものとする。
- 11 融資機関は、県貸付金の交付を受けたときは、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として転貸を受ける者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 12 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合
- 13 融資機関は、県貸付金を沿岸漁業改善資金の貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。
- 14 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る転貸を受けようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「を提出する」とあるのは、「を提出するとともに、借入申込書の写し及び資格認定書の写しを知事に提出する」とし、第2項の規定は適用しない。
- 別記様式第9号中「罎」を削り、同様式を別記様式第25号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第26号

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号

年 月 日付け貸付決定番号第 号で貸付けを決定した沿岸漁業改善資金県貸付金については、次のとおり支払いの猶予を決定しましたので通知します。

融資機関名

代 表 者 殿

山形県知事 氏 名

資 金 の 種 類					
借 入 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

別記様式第8号中「回」を削り、同様式を別記様式第24号とし、別記様式第7号を別記様式第22号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第23号

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

山形県知事 殿

融資機関名
代 表 者

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で借り受けました沿岸漁業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払いを猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類					
借 受 者 の 氏 称 借 名 又 は 名					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

(注) 1 「資金の種類」の欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、山形県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条に定める種類を記載すること。

2 漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金支払猶予申請書を添付すること。

別記様式第6号を別記様式第18号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第19号

研修終了（事業実施）報告書

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	資金借受 年 月 日	借受金額	研 修 の 名 称	研 修 期 間
年 月 日	第 年度 第 号	年 月 日	千円		

2 研修の内容及び成果（国外研修の場合のみ記入すること。）

研修の内容	
研修の成果	

3 研修費使用状況

借 受 額（ア）	研修に要した額(イ)	残額（ア－イ）	繰上償還額
千円	千円	千円	千円

4 添付書類 研修を終了したことを証する書類

事業費等の確認

沿岸漁業就業の有無	指導事項又は特記事項
<input type="checkbox"/> 就業（ 年 月 就業済・就業予定） <input type="checkbox"/> 就業なし <input type="checkbox"/> その他（ ）	
確認の証明 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名（責任者）	

様式第20号

沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

融資機関名
代 表 者

年 月 日に借り受けた沿岸漁業改善資金県貸付金により、沿岸漁業改善資金貸付業務を実施したので、山形県沿岸漁業改善資金貸付規則第10条第4項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

沿岸漁業改善資金貸付金貸付実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額	円	貸付実行日	

（注）漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金事業完了報告書（研修終了（事業実施）報告書）を添付すること。

様式第21号

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

様

山形県知事 氏 名

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年）法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

別記様式第5号を別記様式第9号とし、同様式の次に次の8様式を加える。

様式第10号

受付融資機関	年 月 日	第 号
--------	-------	-----

沿岸漁業改善資金借入申込書

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第1項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）の借入れを申し込みます。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住所〒

(TEL)

氏名又は名称

及び代表者の氏名

資 金	種 類	償還期間	うち据置 期 間	資金交付 希望月日	借り受けようとする事業費及び申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保証人	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

担 保 物 件			

償 還 計 画												
1 年 目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
年 月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

申 請 の 概 要	
現在の経営概況	
事業の目的及び概要	
事業の開始及び完了の時期	

制度資金の利用状況	資 金 使 途	借入年月日	借 入 金 額	現 在 残 高	備 考
			千円	千円	
沿改岸善漁資金					
日本政策金融公庫資金等 漁業近代化資金					

様式第11号

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

山形県知事 氏 名

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第7条第1項の規定に基づき、年月日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定したので通知します。

様式第12号

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

融資機関名
代 表 者

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので、山形県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第3項の規定により申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

（注）漁業従事者等から提出のあつた借入申込書の写し及び資料等を添付すること。

様式第13号

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

山形県知事 氏 名

年 月 日付けで申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の用途	

貸付金額
千円

貸付け決定日	貸付決定番号

様式第14号

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請された沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けについては、次のとおり決定します。

年 月 日

様

融資機関名

代 表 者

資 金 種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額		
		千円		
償 還 期 限	年 月 日			
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要	
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日		
	第3回	年 月 日		
	第4回	年 月 日		
	第5回	年 月 日		
	第6回	年 月 日		
	第7回	年 月 日		
	第8回	年 月 日		
	第9回	年 月 日		
	第10回	年 月 日		
	第11回	年 月 日		
	第12回	年 月 日		
計				
連帯保証人		外 人		
担保物件				
借用証書提出期限	年 月 日	資 金 交 付 日	年 月 日	

様式第15号

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

融資機関名
代 表 者

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付け決定のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払いを請求します。

記

今回支払請求額 円

振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通・当座・その他（ ）	口座番号		
フリガナ 名 義 人				

様式第16号

(表面)

収 入
印 紙
ちよう付欄

	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
	受理	年 月 日
貸付決定	番 号	第 _____ 号
	年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

融資機関名

代 表 者

印

- 沿岸漁業改善資金貸付金 _____ 金を借用しました。
- 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知、山形県沿岸漁業改善資金貸付規則及び知事が別に定める特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額		
			千円		
償 還 期 限		年 月 日			
償 還 方 法	償還期日		金額	残高	備考
	第1回	年 月 日	円	円	
	第2回	年 月 日			
	第3回	年 月 日			
	第4回	年 月 日			
	第5回	年 月 日			
	第6回	年 月 日			
	第7回	年 月 日			
	第8回	年 月 日			
	第9回	年 月 日			
	第10回	年 月 日			
	第11回	年 月 日			
	第12回	年 月 日			
計					

(裏面)

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けを受けた融資機関（以下「乙」という。）は、山形県知事（以下「甲」という。）が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 乙につき仮差押え若しくは差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) 乙が山形県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (8) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、沿岸漁業改善資金を貸し付けた者から事業完了報告書の提出があつたときは、その提出のあつた日から20日以内に甲に対し事業完了報告書を提出するものとする。

(弁済の充当)

第3条 乙は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払いをしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項により準用する同法第10条の規定による支払いの猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の指定による違約金を支払うものとする。

様式第17号

(表面)

収 入
印 紙
ちよう付欄

受理		年 月 日
受理		年 月 日
受理		年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金貸借契約書兼借用証書

資 金 種 類						
借受者の氏名 又は名称	住 所		郡 市	町 村	大字	番 号
借 入 金 額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円
		第2回	年	月	日	千円
		第3回	年	月	日	千円
千円		第4回	年	月	日	千円
		第5回	年	月	日	千円
		第6回	年	月	日	千円
償 還 期 限		第7回	年	月	日	千円
		第8回	年	月	日	千円
		第9回	年	月	日	千円
年 月 日		第10回	年	月	日	千円
		第11回	年	月	日	千円
		第12回	年	月	日	千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。については、山形県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名



上記資金の借受けにつき、山形県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

連帯保証人	氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所
			郡 市 町 村 大字 番地			郡 市 町 村 大字 番地

(注)「資金種類」の欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、山形県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条に定める種類を記載すること。

（裏面）

沿岸漁業改善資金貸借契約書兼借用証書特約条項

（期限前償還）

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、貸付けを行った融資機関（以下「甲」という。）が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- （1） 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- （2） 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- （3） 乙につき仮差押え若しくは差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立てがあつたとき。
- （4） 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- （5） 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- （6） 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- （7） この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収容されたとき。
- （8） 乙が山形県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- （9） その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（報告）

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

（弁済の充当）

第3条 乙及び乙の保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

（違約金）

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払いをしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払いの猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の指定による違約金を支払うものとする。

（連帯保証人）

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して、乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責を負う。

2 乙は、表記保証人に対し、民法第465条の10第1項各号に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。ただし、表記保証人が法人である場合は、この限りでない。

3 甲の表記保証人に対する履行請求は、民法第458条及び同条において準用する同法第441条の規定にかかわらず、乙に対しても効力を有するものとする。

（保証人の追加等）

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、当該変更を適当と認めるときは、これに応じるものとする。

（担保）

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、若しくは他の債務の担保に提供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、当該変更を適当と認めるときは、これに応じるものとする。

別記様式第4号中「囿」を削り、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第3号中「さきに」を「年 月 日付で」に改め、「囿」を削り、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を別記様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

年 月 日

様

山形県知事 氏 名

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第7条第1項の規定により、年 月 日付で提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請について、これを認定します。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号

経営等改善措置に関する計画

〔経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用〕

1. 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台(セット)数	単価		
			円	千円	千円

2. 設置計画

資金種類の別	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	員数	装備する船	購入又は設置の予定時期
						登録番号 船名 総トン数 漁業種類 進水年月日 所有者氏名	

注 1 記入にあたっては、次の事項に注意すること。

- (1) 資金種類の別……操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入する。
- (2) 機器等の種類名称……(1)の資金の種類ごとに「遠隔操縦装置」、「レーダー」等と上下に重ねて記入する。
- (3) メーカー型式名称……購入予定機器等のメーカー呼称型式のあるものにつき記入する。
- (4) メーカー名称及び施工者名称……購入予定機器等メーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入する。
- (5) 施設の内容……施設の性能、出力及び制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

- (例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット方式、操だ機、電動OKW
 遠隔操縦装置 推進機関 OKW用
 動力式つり機 ○漁業用 電動OKW
 ラインホーラー 巻揚速度 m/min
 ネットホーラー }
 補機関 ○用 OKW (動力取出装置のみの場合にあつては取出し出力をOKWとして記入する。)
 漁船用環境高度対応機関 OKW
 定速装置 ○用
 すべり止め ○㎡ すべり止め塗料塗布(使用量%)
 安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー ○製
 揚錨機カバー ○製
 歩み板 アルミニウム製 長さ0m×幅0m
 救命胴衣 膨張式
 救命浮環 } (特記する必要はない)
 救命浮輪 }
 信号紅炎 }
 漁獲物の横移動防止措置 魚そう 長さ0m×幅0m×深さ0mを○個に仕切る
 荷止板 ○製 長さ0m×幅0m×深さ0m×○枚
 隔壁 ○製 厚さ0cm ○枚設置(防熱 ○材 厚さ0cm)
 魚溜め ○製 長さ0m×幅0m×深さ0m
 甲板口のコーミング ○製 長さ0m×幅0m×高さ0m(ビーム取替○本)×○個
 甲板口の閉鎖装置 ○製 長さ0m×幅0m×高さ0m×○個
 レーダー反射材 多板組立式有効反射面積0㎡(吊下式)
 無線電話 OHZOW
 灯火付きブイ 白色 OW
 レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積0㎡

2 次の資料を添付すること

- (1) 機器等について基準の示してあるものについては、基準をみたしていることがわかるカタログ、取り扱い書若しくは設計図又はこれらのコピー
- (2) 別紙の収支計画(ただし、燃料油経費削減機器等設置資金のうち乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金及び漁具損壊防止機器等購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差し支えない。)

3. 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

別紙

収支計画及び償還計画

1 収支計画

		最近1年間 (年度)	今後の予想		
			年度	年度	年度
収入	水揚高	千円	千円	千円	千円
	小計 (ア)				
漁業 部門 支出	販売手数料	千円	千円	千円	千円
	燃料費				
	漁具費				
	食料費				
	種苗費				
	餌料費				
	水函代				
	加工資材費				
	修理費				
	消耗品費				
	乗組員等給与				
乗組員等保険料					
漁船保険料					
営業費					
公租公課					
減価償却費					
その他()					
その他()					
小計 (イ)					
差引損益 (ア) - (イ) = (ウ)		千円	千円	千円	千円
漁業 の事業 以外	収入	千円	千円	千円	千円
	支出 (うち減価償却)				
差引損益 (エ)		千円	千円	千円	千円
の営業 支外	営業外収入	千円	千円	千円	千円
	営業外支出 (うち借入金利息)				
	差引営業外損益 (オ)				
経常損益 (ウ) + (エ) + (オ)		千円	千円	千円	千円

2 償還計画

沿岸漁業改善資金償還金	(カ)	千円	千円	千円	千円
償還 財源	漁業部門差引損益	(ウ)			
	経常損益	(ウ) + (オ)			
漁業部門減価償却費		(キ)			
差引余裕金		(ウ) + (キ) - (カ)			

別記様式第2号の次に次の11様式を加える。

様式第2号の2

経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金用）

1. 総括表

申請者				購入設置費		A+B+C+D		千円
養殖水産動植物の種類				申請額				千円
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置期間		
				円	千円A	年 月 日 から	年 月 日 まで	
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
cm			円	千円A	年 月 日			
種苗の生産	費	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期
	千円	千円	千円	千円	千円	千円C		年 月から 年 月まで
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
			kg	円	千円D	年 月 日		
	その他							
養殖技術の内容								
経営の概要		現						
		今						
		後						

注1 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式(又は浮沈式)養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。

注2 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

2. 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

注 別紙の収支計画を添付すること。

様式第2号の3

経営等改善措置に関する計画（資源管理型漁業推進資金用）

1. 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円	申請額 千円
	種類名称	台数	単価 円		

2. 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船 登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月 ~ 月
開発・利用方法			

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種	活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法			

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対象魚種	加工量(原料魚)	年間	t
加工の方法			

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3. 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

注 水産資源の管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添付すること。

様式第2号の4

経営等改善措置に関する計画（環境対応型養殖推進資金用）

1. 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

2. 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3. 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

注 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し及び別紙の収支計画を添付すること。

様式第3号

生活改善措置に関する計画（生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金用）

1. 総括表

申請者	家族員	構成人	うち沿岸漁業の従事者
	世帯主との続柄		
経営の状況			

- 注1 家族員の構成は「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記入すること。
 2 経営の概況は、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあっては、使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあっては、養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入する。

2. 事業計画

事業種類及び種目		改善を必要とする理由		
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金			
		施工予定		
		着工	年	月
		竣工	年	月
工事内容		資材購入費	千円	
		工事費	千円	
		合計	千円	

- 注1 事業の種類及び種目は、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの（例えば、し尿浄化装置など）を記入する。
 2 住居利用方式改善資金は、改善箇所の名称（例えば、居室、炊事施設など）を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎をつけること。
 3 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

3. 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

注 備考欄に、過去における住宅金融公庫資金の借入の有無等を記入すること。

4. 水産業普及指導員の意見

--

注 貸付申請時に添付しておくこと。

様式第3号の2

生活改善措置に関する計画（婦人・高齢者活動資金用）

1. 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人員		
		総計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

注 構成員の年齢構成については、概況欄に記入すること。

2. 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容		事業実施に必要な経費			
		機器、設備、材料等	員数	単価	金額
活動の態様				円	円
活動の内容及び方法					
		計			

注 活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

3. 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
	千円	千円	千円	

4. 意見（水産業普及指導員の意見）

注 貸付活動の態様及び内容に応じて、生活関係の改良普及員又は水産業改良普及員が記入すること。

様式第4号

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（研修教育資金用）

1. 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
申請額	人		千円
研修を受ける機関名又は漁家名（団体研修にあっては、派遣機関名）			
上記の所在地（住所）（国外研修にあっては、研修を受ける国）			
研修の名称	教育・試験研究機関等研修	海外研修	
（研修コース名）	漁家研修	資格取得講習（研修コース名）	
研修期間	年 月 日 から 年 月 日 まで（ 日間）		

2. 従事者の性能改善、資格取得計画（使用者）

	現況		過去3年実績	将来計画			
	年	月 日現在		年度	年度	年度	計
従業員数		人	人	人	人	人	人
研修機関（ 部門）							
研修人員		人	人	人	人	人	人
研修機関（ 部門）							
研修人員		人	人	人	人	人	人
研修人員計		人	人	人	人	人	人

注 将来計画は、3年間について記載する。

様式第4号の2

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（高度経営技術習得資金用）

1. 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入費 千円	申請額 千円
	種類名称	台数	単価 円		

2. 導入する機器の利用計画

導入する機器の利用計画	
-------------	--

3. 資金計画

購入費 千円	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金 千円	自己資金 千円	その他 千円

様式第4号の3

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）
（漁船漁業を開始する場合）

1. 総括表

申請者				購入設置費	千円		
開始する漁業の種類				申請額	千円		
内 訳	漁船の建造、取得又は改造	漁船の建造、取得又は改造の別	総トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期		
			t kW	千円	年 月 日～年 月 日		
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～年 月 日	
	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～年 月 日	
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
その他							

2. 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴: 学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画(年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船 総トン数	漁獲量	販売金額	左の経営内容に達する までの年次計画
			t	kg	千円	
合計						

注 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

注1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画を添付すること。

3. 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

様式第4号の4

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）
（養殖業を開始する場合）

1. 総括表

申請者				購入設置費	千円		
養殖水産動植物の種類				申請額	千円		
内 記	漁船の建造、取得又は改造	漁船の建造、取得又は改造の別	総トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期		
			t kW	千円	年 月 日～年 月 日		
	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～年 月 日	
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
cm			円	千円	年 月 日		
餌料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		kg	円	千円	年 月 日		
その他							

2. 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴: 学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画(年間)

養殖魚種	養殖方式	期間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容に達する までの年次計画
					千円	
合計						

注 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

注1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画を添付すること。

3. 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

様式第4号の5

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）
（漁船漁業を開始する場合）

1. 総括表

申請者				購入設置費	千円	
開始する漁業の種類				申請額	千円	
内	漁船の改造	総トン数	金額		改造の時期	
		馬力数	千円		年 月 日～年 月 日	
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日～年 月 日
内	機器等(漁具を 除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日～年 月 日
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期
				円	千円	年 月 日
内	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期
				円	千円	年 月 日
その他						

2. 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の 経営概況	経営規模及び販売金額			所得	
	漁業種類	使用漁船総トン数	漁獲量	販売金額	
		t	kg	千円	漁業所得 漁業外所得
				千円	
	計				計

3. 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の経営計画(年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船 総トン数	漁獲量	販売金額
			t	kg	千円
合計					

注 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

注1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

様式第4号の6

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）
 （養殖業を開始する場合）

1. 総括表

申請者				購入設置費	千円		
養殖水産動植物の種類				申請額	千円		
内 記	漁船の改造	総トン数 馬力数		金額		改造の時期	
		t kW		千円		年 月 日～年 月 日	
	養殖施設の内容	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～年 月 日	
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			円	千円	年 月 日		
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
			円	千円	年 月 日		
その他							

2. 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の 経営概況	経営規模及び販売金額					所得	
	漁業種類	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額		
					千円	漁業所得	千円
						漁業外所得	
	計					計	

3. 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の経営計画(年間)

養殖魚種	養殖方法	期間	養殖規模	生産量	販売金額
					千円
合計					

注 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合計						

注1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

別記様式第2号の前に次の1様式を加える。

様式第1号

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

住所〒

(TEL)

氏名又は名称

及び代表者の氏名

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置に関する計画（生活改善措置に関する計画・青年漁業者等養成確保措置に関する計画）を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の山形県沿岸漁業改善資金貸付規則に基づいて貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

昭和33年7月県訓令第27号（県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準）は、廃止し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県訓令第2号

県 土 整 備 部
総 合 支 庁

建築基準法施行細則取扱規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

建築基準法施行細則取扱規程の一部を改正する訓令

建築基準法施行細則取扱規程（昭和30年5月県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第5号中「手数料の県証紙に消印し」を削る。

第7条中「別記様式第4号による」を削る。

第15条中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

第17条中「（第1号及び第2号に掲げるものにあつては、別記様式第9号）」を削る。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

様式第1号から様式第4号まで 削除

別記様式第7号の3中「法第9条第1項、第10項の規定により」を「同法第9条第1項又は第10項の規定によ

「

設計者等	免 登 録 許 等	() 級建築士国土交通大臣 () 県知事登録第 () 号 () 級建築士事務所 () 県知事登録第 () 号 建設 業者建設大臣 () 県知事登録第 () 号宅地建物取引業 者建設大臣 () 県知事登録第 () 号
	住 所	
	氏 名	

を

「

設計者等	免 登 録 許 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ () 建築士 国土交通大臣第 () 号 () 知事第 () 号 ・ () 建築士事務所 () 知事登録 () 第 () 号 ・ 建設業者 国土交通大臣 () 第 () 号 () 知事 () 第 () 号 ・ 宅地建物取引業者 国土交通大臣 () 第 () 号 () 知事 () 第 () 号
	住 所	
	氏 名	

に改める。

別記様式第8号から別記様式第10号までを次のように改める。

様式第8号から様式第10号まで 削除

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第230号

公立大学法人東北公益文科大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規約を次のとおり定めた。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公立大学法人東北公益文科大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第123条第2項で協議して定めるものとする事項のうち、同項に規定する規則で定めるものとされているもののほか、法の施行に関し必要な事項を次のとおり協議して定めるものとする。

(監査報告の作成)

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 法第13条第4項に規定する監査報告（以下「監査報告」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び法第25条第1項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 法人の役員の職務の執行が、法令等に適合して行われることを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日
（監事の調査の対象となる書類）

第3条 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は、法人がこの規約の規定に基づき山形県知事及び庄内広域行政組合理事長（以下「知事及び理事長」という。）に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第4条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項
（料金上限の認可の申請等）

第5条 法人は、法第23条第1項の規定により料金上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金上限の額の算定の根拠
- (3) 料金上限の範囲内において徴収しようとする料金の額

2 法人は、法第23条第1項後段の規定により料金上限の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

（中期計画の認可の申請等）

第6条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに、知事及び理事長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第7条 法第26条第2項第7号に規定する規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項
（会計処理）

第8条 知事及び理事長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第9条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（事業報告書の作成）

第10条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 次に掲げる法人に関する基礎的な情報

- イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要
 - ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
 - ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - ニ 在学する学生の数
 - ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
 - ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数
 - ト 非常勤職員の数
- (2) 財務諸表（法第34条第1項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）の要約
- (3) 次に掲げる財務情報
- イ 財務諸表に記載された事項の概要
 - ロ 重要な施設等の整備等の状況
 - ハ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明
- イ 財源の内訳
 - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に関する事項
（財務諸表等の閲覧期間）

第11条 法第34条第3項に規定する規則で定める期間は、6年とする。

（剰余金の処分に係る承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
 - (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事及び理事長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- （積立金の処分に係る承認の手続）

第13条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出し、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の次の事業年度の6月30日までに、同項の承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
 - (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事及び理事長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- （納付金の納付の手続）

第14条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の額の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事及び理事長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第15条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限

- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事及び理事長が必要と認める事項
(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「重要な財産の処分等」という。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事及び理事長に提出しなければならない。

- (1) 重要な財産の処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により重要な財産の処分等を行う場合にあつては、適正な見積価額）
- (2) 重要な財産の処分等の条件
- (3) 重要な財産の処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
(設立団体の出資に係る財産の処分等の協議)

第18条 法人は、設立団体の出資に係る財産の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするとき（重要な財産の処分等を行おうとするときを除く。）は、あらかじめ、知事及び理事長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、前条各号に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号に規定する規則で定める法人の内部組織は、次に掲げる現に存する理事長の直近下位の内部組織（次項において「現内部組織」という。）であつて、同号に規定する再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 副理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 東北公益文科大学

2 直近7年間に存し、又は存していた前項各号に掲げる理事長の直近下位の内部組織であつて、再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号に規定する規則で定める法人の管理又は監督の地位にある職は、法人の教育研究上の重要な組織の長の職、法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける職又はこれに準ずる職として法人が定める職とする。

(業務実績等報告書)

第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の事業年度の属する中期計画に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

3 法人の成立の際法第6条第3項の規定により法人に出資された財産のうち、償却資産については、第8条第1項の規定による指定があつたものとみなす。

山形県告示第231号

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）第41条の9第1項の規定により、県税証紙売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称	売 り さ ば き 所 の 所 在 地		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
山形県自動車団体連合会	山形市大字漆山字行段1422番地 社団法人山形県自家用自動車協会山形支部内	山形市大字漆山字行段1422番地 一般社団法人山形県自家用自動車協会山形支部内	令和 8. 4. 1
	山形市大字漆山字行段1422番地 社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部内	山形市大字漆山字行段1422番地 一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部内	
	山形市立谷川三丁目3553番地2 社団法人全国軽自動車協会連合会山形県事務取扱所内		
	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地6 社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部山形県自動車登録業務代行センター庄内分室内	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地6 一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部山形県自動車登録業務代行センター庄内分室内	
	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地2 社団法人山形県自家用自動車協会庄内分室内	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地2 一般社団法人山形県自家用自動車協会庄内分室内	
	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地6 社団法人全国軽自動車協会連合会山形県事務取扱所庄内支所内		

山形県告示第232号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間及び休館日

開 館 時 間	休 館 日
午前9時から午後5時まで	1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、閉館時間並びに日曜日及び土曜日においても当該施設を使用することができる。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第233号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の利用料金の額

種 別 及 び 面 積		利 用 料 金 の 額	
		1 月につき	1 日につき
研究開発室	8 平方メートル	20,800円	600円
	40平方メートル	104,000円	3,400円
	68平方メートル	176,800円	5,800円
	81平方メートル	210,600円	7,000円
	135平方メートル	351,000円	11,700円
新規創業室	8 平方メートル	12,000円	400円
	40平方メートル	60,000円	2,000円
	68平方メートル	102,000円	3,400円
	81平方メートル	121,500円	4,000円
	135平方メートル	202,500円	6,700円
指定駐車場	12平方メートル	3,000円	100円

備考

- 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室又は新規創業室（以下「研究開発室等」という。）の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ロ 研究開発室及び新規創業室の利用料金の額の特例

研究開発室等の使用の許可を受けた者が次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当する場合の利用料金の額は、研究開発室等（当該許可に係る研究開発室等が複数あるときは、その面積が最大であるもの）の1室分の利用料金に限り、イにかかわらず、同表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる種別及び面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	種 別 及 び 面 積		利用料金の額	
			1 月につき	1 日につき
(イ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了の日の翌日から研究開発室の使用の許可を受けて当該研究開発室を使用する場合であって、当該研究開発室の使用を開始した日から2年を経過していないとき。	研究開発室	40平方メートル	77,000円	2,500円
		68平方メートル	130,900円	4,300円
		81平方メートル	155,925円	5,100円
		135平方メートル	259,875円	8,600円
(ロ) 研究開発室の使用の許可を受けた者が当該研究開発室を使用する場合（(イ)に該当する場合を除く。）	研究開発室	8平方メートル	19,800円	600円
		40平方メートル	99,000円	3,300円
		68平方メートル	168,300円	5,600円
		81平方メートル	200,475円	6,600円
		135平方メートル	334,125円	11,100円
(ハ) 8平方メートル又は40平方メートルの新規創業室の使用の許可を受けた者であって指定管理者が適当と認めるものが、当該新規創業室を使用する場合であって、当該新規創業室の使用を開始した日から3年を経過していないとき。	新規創業室	8平方メートル	6,600円	200円
		40平方メートル	33,000円	1,100円
(ニ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が当該新規創業室を使用する場合（(ハ)に該当する場合を除く。）	新規創業室	40平方メートル	55,000円	1,800円
		68平方メートル	93,500円	3,100円
		81平方メートル	111,375円	3,700円
		135平方メートル	185,625円	6,100円

備考

- 1 研究開発室及び新規創業室の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た

額とする。

- 2 研究開発室等の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ハ 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の利用料金の額

種別及び面積		単 位	利 用 料 金 の 額	
			休館日以外の日の 午前9時から午後 5時まで	左記以外の時間
多目的ホール	170平方メートル	1時間当たり	2,200円	5,300円
視聴覚室	135平方メートル		1,800円	4,900円
会議室	81平方メートル		900円	2,200円
	140平方メートル	1,800円	4,400円	

備考

- 1 140平方メートルの会議室を半面のみ使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

(2) 設備

区 分		単 位	金 額
出力設備	デジタルフルカラー複写機	1枚当たり	カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円
	大型紙対応カラープリンタ		日本産業規格B0の用紙を用いる場合にあっては2,700円 （大学の学生、高等学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「大学生等」という。）が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,500円）、日本産業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,800円（大学生等が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,000円）
視聴覚設備	データプロジェクター	1時間当たり	100円

2 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
山形応援寄付金（株式会社まちのわがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日
令和8年4月1日

山形県告示第235号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和8年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
(1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
(2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

山形県告示第236号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形市、米沢市、酒田市、新庄市、上山市、長井市、尾花沢市、南陽市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、同郡最上町、同郡舟形町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び同郡飯豊町
- 2 基本測量を実施する期間
令和8年5月18日から令和9年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

山形県告示第237号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
村山市及び東根市
 - 2 基本測量を実施した期間
令和7年6月1日から令和8年2月25日まで
 - 3 作業の種類
基本測量（水準測量）
-

山形県告示第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
上山市細谷ほか地内
 - 2 公共測量を実施した期間
令和7年6月20日から令和8年2月27日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（用地測量）
-

山形県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市香澄町二丁目の一部、香澄町三丁目の一部、十日町一丁目、十日町三丁目の一部、十日町四丁目、幸町の一部、八日町一丁目及び三日町二丁目
 - 2 公共測量を実施した期間
令和7年11月1日から令和8年2月27日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東置賜郡高畠町大字夏茂地内
 - 2 公共測量を実施した期間
令和7年11月1日から令和8年3月18日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）
-

山形県告示第241号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	70者	山形市服部81番1ほか283筆
上山市	9者	上山市原口字南原1241番ほか17筆
天童市	10者	天童市大字高揃字院主田2332番2ほか32筆
山辺町	8者	東村山郡山辺町大字大塚字大塚1204番ほか28筆
中山町	4者	東村山郡中山町大字達磨寺字東屋浦2947番ほか17筆
寒河江市	157者	寒河江市大字高屋字台下731番ほか713筆
河北町	57者	西村山郡河北町谷地字東1957番ほか356筆
西川町	2者	西村山郡西川町大字間沢字下堀1598番ほか87筆
朝日町	1者	西村山郡朝日町大字大谷字猿田2972番1ほか7筆
村山市	51者	村山市大字西郷字中田南714番1ほか347筆
東根市	27者	東根市大字島大堀字島浦157番1ほか76筆
大石田町	7者	北村山郡大石田町大字海谷字大目1195番ほか26筆
新庄市	13者	新庄市大字萩野字塩野221番ほか39筆
最上町	8者	最上郡最上町大字富沢字大久保4884番ほか49筆
舟形町	2者	最上郡舟形町長者原字白山2110番1ほか3筆
米沢市	11者	米沢市広幡町成島444番1ほか105筆
南陽市	11者	南陽市金山字三石田5433番ほか171筆
川西町	8者	東置賜郡川西町大字中小松字塚田3629番ほか76筆
長井市	7者	長井市五十川字川原二5607番1ほか82筆
白鷹町	9者	西置賜郡白鷹町大字畔藤字上越田10234番1ほか44筆

飯 豊 町	32者	西置賜郡飯豊町大字添川字東山二4549番ほか208筆
三 川 町	16者	東田川郡三川町大字神花字通向74番ほか64筆
遊 佐 町	11者	飽海郡遊佐町大蔵岡字大淵89番ほか48筆

2 認可年月日

令和8年3月18日

山形県告示第242号

山形県遊学の森条例（平成15年3月県条例第24号）第3条第2項の規定により、山形県遊学の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林交流館	1月4日から3月20日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時まで
	3月21日から4月28日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	4月29日から5月5日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月6日から7月21日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月22日から8月19日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	8月20日から11月20日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	11月21日から12月28日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時まで

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第243号

山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）第3条第2項の規定により、山形県眺海の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館	4月10日から11月30日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和8年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 天童高原山口線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字山口字西田2873番から 同 本郷2363番1まで	旧	16.0メートル } 10.8	54メートル
同 上	新	19.1メートル } 11.5	同 上

山形県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和8年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 天童高原山口線

2 供用開始の区間 天童市大字山口字西田2873番から
同 本郷2363番1まで

3 供用開始の期日 令和8年3月31日

山形県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上安田字竹ノ内250番から		旧	22.0メートル	2,209
同 上野曾根字下中割100番2まで			7.2	
酒田市上安田字竹ノ内176番1から		旧	38.9メートル	2,654
同 上野曾根字下中割100番2まで			15.2	
同	上	新	38.9メートル	同上
			15.2	

山形県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市安田字一ノ上21番4地先から
同 38番6地先まで
酒田市安田字一ノ上38番6地先から
同 38番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年3月31日

山形県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大石田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域 北村山郡大石田町大字大石田、大字横山、大字田沢、大字海谷、大字川前、緑町及び桂木町の一部
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年10月29日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類 公共測量（車載写真レーザ測量）

山形県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大石田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域

北村山郡大石田町大字大石田、大字今宿、大字横山、大字田沢、大字海谷、大字岩ヶ袋、大字豊田、大字駒籠、大字大浦、大字白鷺、大字次年子、緑町、桂木町及び駅前通りの一部

- 2 公共測量を実施した期間
令和7年10月31日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量）

山形県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町五味沢地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年12月22日から令和8年3月9日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量及びGNSS標高測量）

山形県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき中山町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道
 - (2) 名称 中山町公共下水道
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 上山市公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和50年3月5日から令和13年3月31日まで

山形県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
東根市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 東根都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 東根公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）東根市流域関連公共下水道）
 - 3 変更の内容
設計の概要および事業施行期間の変更
 - 4 事業施行期間
昭和51年9月22日から令和13年3月31日まで
-

山形県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
天童市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）天童市流域関連公共下水道）
 - 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
 - 4 事業施行期間
昭和61年5月27日から令和13年3月31日まで
-

山形県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
中山町
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 中山町公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）中山町流域関連公共下水道）
 - 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
 - 4 事業施行期間
平成元年8月15日から令和13年3月31日まで
-

山形県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 上山市公共下水道
(最上川流域下水道（山形処理区）上山市流域関連公共下水道)
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成14年3月8日から令和13年3月31日まで

山形県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）天童市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成22年3月2日から令和13年3月31日まで

山形県告示第258号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金
 - (1) 条例第3条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
マリパーク鼠ヶ関	条例第3条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	700円
	条例第3条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円

- (2) 海浜公園の施設を使用する場合の利用料金

施 設		期 間 等	単 位	利用料金
マリパーク鼠ヶ関	駐車場	7月1日から8月31日までの午前8時から午後5時まで	1日1回につき	1,000円
	シャワー		1回につき	100円

- 2 適用期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第259号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第10項、第55条第3項、第56条第5項、第57条第2項及び第60条中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第13条第1項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第13条第1項、第16条第1項及び第21条中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第2号

山形県議会議事局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県議会議長 田 澤 伸 一

山形県議会議事局規程の一部を改正する規程

山形県議会議事局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 関 係

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

局 中
教 育 機 関

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準を廃止する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準（昭和35年4月山形県教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

局 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

出張	日額出張	日
	普通出張	日
研修		日
年次休暇		日時
忌引休暇		日
産前産後		日
生理休暇		日
結核休暇		日

を

出張	日
研修	日
年次休暇	日時
忌引休暇	日
産前産後	日
生理休暇	日
結核休暇	日

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県教育委員会訓令第3号

局 中
教育機関

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程を廃止する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程（昭和48年3月山形県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

局 中
教育機関

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の特例を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の特例を廃止する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の旅費の調整の基準の特例（昭和51年1月山形県教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

局 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2第13項中「別表第1の2」を「別表第1」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第6号

局 中
教 育 機 関

山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程を廃止する訓令

山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程（平成4年3月山形県教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第34号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,151人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 207,190人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	66,519人	上山市	7,966人	南陽市	8,177人
米沢市	20,991人	村山市	6,118人	東村山郡	6,749人
鶴岡市	33,058人	長井市・西置賜郡	13,915人	最上郡	9,560人
酒田市・飽海郡	30,434人	天童市	16,682人	東置賜郡	9,790人
新庄市	9,096人	東根市	13,179人	東田川郡	7,385人
寒河江市・西村山郡	20,637人	尾花沢市・北村山郡	5,589人		

人事委員会関係

山形県人事委員会訓令第1号

事 務 局

事務局職員の日額旅費の支給及び旅費の調整の基準を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

事務局職員の日額旅費の支給及び旅費の調整の基準を廃止する訓令

事務局職員の日額旅費の支給及び旅費の調整の基準（昭和41年4月県人事委員会訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、令和8年度の内水面漁業協同組合別水産動植物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和8年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和8年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 國 方 敬 司

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1第1項中「建設年次」を「経過年数（当該公舎の新築工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算した年数）」に改め、同項の表を次のとおり改める。

別表第1

構造	経過年数別区分	公舎面積区分	
		70平方メートル未満	70平方メートル以上
木造	5年未満	367円	451円
	5年以上10年未満	341	419
	10年以上15年未満	316	388
	15年以上20年未満	290	356
	20年以上25年未満	264	325
	25年以上30年未満	239	293
	30年以上	213	262
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	5年未満	367	451
	5年以上10年未満	351	432
	10年以上15年未満	336	413
	15年以上20年未満	320	394
	20年以上25年未満	305	375
	25年以上30年未満	289	356
	30年以上35年未満	274	337

35年以上40年未満	258	317
40年以上45年未満	243	298
45年以上50年未満	227	279
50年以上	212	260

別表第2中

1,600
1,400
1,200
1,300

を

1,900
1,500
1,300
1,500

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項第13項第14号中「に限る」を「及び県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第2条第8号に規定する旅行役務提供者に対して支出する旅費又は費用弁償に限る」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

出張	日額出張	日
	普通出張	日
研修		日
年次休暇		日時
忌引休暇		日
産前産後		日
生理休暇		日
結核休暇		日

を

出張	日
研修	日
年次休暇	日時
忌引休暇	日
産前産後	日
生理休暇	日
結核休暇	日

に改める。

附 則

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県企業管理規程第5号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第67条第2項第4号中「又は」を「、」に、「書類」を「書類その他の居所を移転したことを証する書類」に改める。

第143条を次のように改める。

第143条 削除

第150条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

別表第1繰延収益の項の表、別表第2繰延収益の項の表、別表第4繰延収益の項の表及び別表第5繰延収益の項

の表中	長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額			を
		工事負担金			
		補助金			
		その他長期前受金			

長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額			に改める。
	工事負担金			
	補助金			
	その他長期前受金			
建設仮勘定長期前受金	受贈財産評価額			
	工事負担金			
	補助金			
	その他長期前受金			

別記様式第66号及び別記様式第66号の2中「配当元」を「配当先」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第67条第2項第4号、第143条、別記様式第66号及び別記様式第66号の2の改正規定は令和8年4月1日から、第150条の改正規定は同年9月24日から施行する。

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第14号中「別表第1の3」を「別表第1」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員旅費支給規程（平成15年3月県病院事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条後段を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第40条及び第41条を次のように改める。

第40条及び第41条 削除

第64条第1項第4号中「又は」を「、」に、「書類」を「書類その他の居所を移転したことを証する書類」に改める。

第122条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

別記様式第56号を次のように改める。

様式第56号 削除

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第122条の改正規定は、同年9月24日から施行する。

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第11号中

出張	日額出張	日
	普通出張	日
研修		日
年次休暇		日時
忌引休暇		日
産前産後		日
生理休暇		日
結核休暇		日

を

出張	日
研修	日
年次休暇	日時
忌引休暇	日
産前産後	日
生理休暇	日
結核休暇	日

に改める。

附 則

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第11号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県職員の人事に関する手続規程（平成15年3月山形県病院事業管理規定第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第15号中「別表第1の3」を「別表第1」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号の表中

短大3卒		1	5	3	4
	0	1	6	9	13

を

大学卒			5	3	4
		0	5	8	12
短大3卒		1	5	3	4
	0	1	6	9	13

に改め、同項第4号の表中

短大3卒	1級17号給
------	--------

を

大学卒	2級1号給
短大3卒	1級17号給

に改める。

別表第1中	386,500	を	386,500	416,300
	387,100		387,100	416,700
	387,700		387,700	417,100
	388,000		388,000	417,500
	388,500		388,500	418,000
	388,900		388,900	418,400
	389,200		389,200	418,800
	389,800		389,800	419,200

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1人事・サービスの項中第23項を削り、第24項を第23項とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和8年7月31日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ひのき町複合施設

新庄市桧町9番11 外 地内

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和8年3月13日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年7月31日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和8年7月31日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ひのき町複合施設

新庄市桧町9番11 外 地内

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市乱川三丁目12番1号	二藤部 洋
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	野々口 剛

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,659平方メートル
 (変更後) 2,986平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 118台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 135台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ 駐輪場の収容台数

(変更前) 57台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 20台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 172.4平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 92.4平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 48.4立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 39.35立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社郷野目ストア	午前9時	午後9時30分
株式会社ツルハ	午前9時	午後10時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後9時30分
株式会社ツルハ	午前9時	翌午前0時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時まで
 (変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分まで

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 4箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後8時まで
 (変更後) 午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

(1) 3の(3)イ、ロ、ハに掲げる事項 令和8年3月14日

(2) (1)以外の事項 令和8年11月14日

5 届出年月日

令和8年3月13日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年7月31日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見